

2025 年 6 月 16 日

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

(対象期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

労働者派遣事業許可（派）46-300003

株式会社ネクステージ

〒892-0832 鹿児島市新町 4 - 1 8

TEL:099-224-7878

2012 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

①派遣労働者の数	483 名	
②派遣先の数	106 件	
③派遣料金の平均額 ※当事業所における派遣労働者 1 人 1 日（8 時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額	13,260 円 / 日	
④派遣労働者の賃金の平均額 ※当事業所における派遣労働者 1 人 1 日（8 時間）当たりの労働者派遣に関する賃金の平均額	8,846 円 / 日	
⑤マージン率 ※マージンには、以下の費用などが含まれています。 ▶派遣会社が負担する各種保険料 / 有給休暇に関する負担分 ▶教育訓練費・福利厚生費 ▶派遣会社の運営費 / 営業利益 ▶退職手当積立金	33.28 %	
⑥労使協定を締結しているか否かの別等	有 対象の範囲：全ての派遣労働者 当該協定の有効期限の終期：2026 年 3 月 31 日	
⑦派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	■ 担 当 窓 口	キャリアコンサルティング担当
	■ 開 設 時 間	・電話・対面 毎週火曜日・金曜日 10:00～17:00 ・E メール 365 日 24 時間受付
	■ 電 話 番 号	099-224-7878
	■ E メ ー ル	support@n-g.jp
	■ 対 象 者	株式会社ネクステージで就業中の方
	■ 料 金	無料
	教育訓練の内容 ▶OJT / Off-JT（ビジネスマナー、個人情報保護、情報セキュリティ、法令遵守勉強会、技術系研修など）	